

○都留市 SDGs推進本部設置要綱

(令和3年4月29日 訓令第6号)

(設置)

第1条 2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、都留市SDGs推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) SDGsの理念の普及、理解の促進に関する事項
- (2) SDGsの理念に基づくまちづくりの取組と進捗管理に関する事項
- (3) SDGsを推進する各種団体等との連携及び支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、都留市長期総合計画策定本部規程(昭和62年都留市訓令第6号)第3条第3項に定める職員並びに公立大学法人都留文科大学事務局長、総務課長、学生課長及び経営企画課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員を本部会議に出席させることができる。

(調整会議)

第6条 本部長は、施策を調整するため、本部長が指名する本部員に有識者等を加えた調整会議を開催することができる。

(プロジェクトチームの設置等)

第7条 本部長は、具体的な調査、検討等を行うため、本部長が指名する職員で構成するプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームが担当すべき事項は、本部長が指示をする。

3 プロジェクトチームは、必要の都度、本部長が招集する。

(庶務)

第8条 本部の会議の庶務は、総務部企画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月29日から施行する。